

I 著

これは業者が紳士の履行を如何の  
院-七心-九心-以後採刊して下る。

II 著

私も最近編者おかしな所を  
常識心は為さずおかしな所を  
不評の所を、おかしな所を  
5.204+1.111 更におかしな所を  
相續して採刊して入札に付して行  
たが、おかしな所を、おかしな所を  
採刊して採刊して採刊して採刊して  
おかしな所を、おかしな所を、  
採刊して採刊して採刊して採刊して

柳澤映画館

これは下米道のおかしな所を、  
おかしな所を採刊して採刊して採刊して

II 著

君が採刊して採刊して採刊して採刊して  
採刊して採刊して採刊して採刊して  
採刊して採刊して採刊して採刊して

柳澤映画館

おかしな所を、











26  
この方面の説明は前記のとおりです。

下北道係長

福新の指定は、先程もその説明した通りです。1号線は本線との交差箇所、その方が我如古方面に向かう時は右側を走るが、反対側は左側を走る。この両方とも同様に決まっています。

川 翁

市系、最初はその通りで、我如古方面に向かう時は右側を走るが、反対側は左側を走る。

下北道係長

左側です。

川 翁

東側を右側。

下北道係長

はい。

川 翁

この指定は、その通りです。

下北道係長

反対側の右側は、旧線道の方。



11 巻

左に収めた場所にて行なう。実際の  
敷設に際しては、その線路の入り口  
に於て、説明したとおり、実際の右側に敷  
設するものとすることを認める。

下水管線表

11

11 巻

左に示す場所にて行なう。給水の管。

11 巻

給水の管。

11 巻

右に示す場所にて行なう。204号の  
区域に於て。

下水管線表

給水の下水管。直野端の場所にて  
敷設するもの。

11 巻

右に示す場所にて行なう。204号の  
区域に於て、右側に敷設するもの  
を認め、左側に敷設するものを  
認めない。200号の区域に於ては、  
説明した場所の  
……



下水道修費  
東区各側の方です。

川 翁

おのりおのり同様に在側の方、204トンの生塊  
示し給身入札にいたした。在り業者も在  
り代塊の方、204トンの生塊の前提に在り  
入札もしたとす。在り結果は5,000  
円に在り。在り此所は在り此所  
域の方、204トンの生塊に5,000円に在り  
算に在り。在り此所は在り此所  
が。在り此所は在り此所  
に在り。在り此所は在り此所  
説明に在り。在り此所は在り此所  
に在り。在り此所は在り此所

下水道修費

在り此所は在り此所  
に在り。在り此所は在り此所  
に在り。在り此所は在り此所

川 翁

在り此所は在り此所  
に在り。在り此所は在り此所

下水道修費

在り。























そのほか、この一冊の解説は、又新刊見解、  
所載の各論の他、概の要約も記してあり、  
新刊のそのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

新刊刊行録

線形代数の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

注

この一冊の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

新刊刊行録

この一冊の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

注

この一冊の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

新刊刊行録

この一冊の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

注

この一冊の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。

新刊刊行録

この一冊の解説は、この一冊の解説は、  
そのほかの諸論の、この一冊の解説は、明  
確に記述されている。















議 表

御果議がござるに於て、新橋を省  
略し、表決に移ります。

議案第67号 宜野湾郡有区の期末手当  
の増額の増額の現則を案決に付します。  
案案の通り承認するに御果議の  
りませう。

(果議おしと時記)

議 表

御果議がござるに於て、案案の通り  
承認するに。

議 表

議案第66号 1971年度宜野湾郡有区  
の人事費補正予算に対する訂補を求  
めたい。

議 表

訂補のござるに於て、新橋を  
省略し、表決に移りますが、御果議が  
ござるに。

(果議おしと時記)

議 表

御果議がござるに於て、新橋を省  
略し、表決に移ります。



議 案

議案第21号 1971年度直野湯教育区才  
入才の補正等関係事項について。原案  
の通り可決のべし。

(異議なし)

議 案

御異議ありとせしむ。原案の通り可  
決決定を致しむ。

議 案

附議事項あり。 (午後4時15分)  
再議あり。 (午後4時15分)

議 案

白根町中。議案第28号 1971年度直野  
湯市養護研究センター特別定員  
才の追加等関係事項について。本議  
案は、経済厚生常任委員会に付託され  
たが、審査を終り、報告書が提出さ  
れており、委員会の報告を求めむ。

経済厚生教育常任委員会

経済厚生教育常任委員会の審査の報  
告を申し上げむ。本案は直野湯  
市養護研究センター特別定員才  
追加等関係事項について、施設改善  
に列して白根町の教育を必要とし



# 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 373\_1e



卷八由加字并  
耳次

1-11-11



このこと、これより職守の期不守当の條  
等以上の事とてござりて、内若んが  
いふ事当の事とて我々の事與ふ  
こととて、殊來通り不決の事とて、深  
慮し給へばござり。以上御報者申  
し上げつて、若んが御報者いふこと。  
御報者いふ事とて思ふこと。

議 案

本案に對する議案を新しむ。

議 案

議案を一切取り消す。議案を修  
り給へば思ふこと。御案議とて思ふこと。

(異議なしとす)

議 案

御案議とて取り消す。議案を修  
り。若んが事與ふの報者も取り消す。  
本案に對する討論を新しむ。

議 案

討論を一切取り消す。討論を有  
限とて思ふこと。御案議とて思ふこと。  
以上。

(異議なしとす)



議 案  
御案議 不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>也。討論は省略  
の可<sup>レ</sup>也。

議 案  
議案第24号 1971年度道庁湯沢市養護  
施設への特別定額入居者追加費  
に予算外支出の付し方。原案の通り  
可決のべし。御案議 不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>也。

(異議なしの場合)

議 案  
御案議 不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>也。原案の通り可  
決の花をの可<sup>レ</sup>也。

議 案  
休憩 10分 (午後4時19分)  
再開 10分 (午後4時19分)

議 案  
日程第5 議案第5号 道庁湯沢市の市道  
視察に付し、12月10日の本会議に於  
て建設部による報告の付し方及び  
が、審査の結果、12月報告が、  
可決、審査長の報告を求めし。

建設部報告  
議案第5号 道庁湯沢市の市道視察に付  
し、12月10日の本会議に於て建設部  
による報告の結果、12月報告が、  
可決、審査長の報告を求めし。



の件です。本案に對しては、市当局が  
従前條課長の出所を求め、意見を聴取  
し、尚現場を完備して、この鋼道を  
右の結果、この申請の市道認定の個  
別には、この鋼道は既に離隔関係は市の方  
に存在するから、又並行個別で、一方は市  
の申請が中心に通ずる道路であるから、  
この鋼道の管轄下に於いては、市道認定  
を必要とするから、本案通り可決する中  
に、この鋼道を認めること。次に、御報告  
が終了し、質疑に答へてお終ひです。

議 案

本案に對する案を新しす。

議 案

案を認め、その鋼道を、管轄を認  
めること。次に、御報告が終了し、  
質疑に答へてお終ひです。

(案を認め、その鋼道を)

議 案

御報告が終了し、その鋼道を、管轄を認  
めること。次に、御報告が終了し、  
本案に對する案を新しす。

議 案

案を認め、その鋼道を、管轄を認  
めること。次に、御報告が終了し、  
本案に對する案を新しす。







の事。更に、本決算におおむねは計数的に同意され、専断の恐れを生ずるもの、原案通り採択可とする請求はなされず、以上を以て御報告中とさせていただきます。

議 案  
本案に対する質疑を許す時。

議 案  
質疑を別に設けずして、質疑を終りた後、思ふ所が、御質疑を設けらる。

(異議なしとす)

議 案  
御質疑を設けずして、質疑を終り、並に、専断の恐れを生ずるもの、原案通り採択可とする請求はなされず、以上を以て御報告中とさせていただきます。

議 案  
討論を有するもの、思ふ所が、御質疑を設けらる。

(異議なしとす)

議 案  
御質疑を設けずして、討論を有するもの、



に示す。

議案第6号 1920年度直野湯市水道事業会計  
決算報告の件は、衆議院の議案第  
1111号議案の附屬議案として附す。

(衆議院の議案)

議案

議案第6号 1920年度直野湯市水道事業会計  
決算報告の件は、衆議院の議案第  
1111号議案の附屬議案として附す。

議案第6号 1921年度直  
野湯市水道事業会計追加修正予算の  
件は、12月10日の本会議決の件、建設  
部は、議案第6号の件として附す。着  
手終了の報告が附す。衆議院の  
議案の報告を求め附す。

建設部議案

議案第6号 1921年度直野湯市水道事業  
会計追加修正予算の件は、建設  
部は、議案第6号の件として附す。着  
手終了の報告が附す。衆議院の  
議案の報告を求め附す。

本会議決の件は、13日、14日、15日の  
各日同様に附す。建設部は、議案第6号の件  
として附す。衆議院の議案の報告を求め  
附す。

議案第6号 1921年度直野湯市水道事業  
会計追加修正予算の件は、建設  
部は、議案第6号の件として附す。着  
手終了の報告が附す。衆議院の  
議案の報告を求め附す。



申上り。御覽鏡にお覧之しに、思一好。

議 長

本条に列の質疑を新し好。

議 長

質疑七の一切下制り可下。質疑七終り  
に、思一好。御覽鏡にお覧之しに。

(衆議院の時は)

議 長

御覽鏡にお覧之しに、質疑七終り  
に、思一好。報告も終り可下。

議 長

議案第5号に列の討論を求む可下。

議 長

討論七有略しに、思一好。御覽鏡  
にお覧之しに。

(衆議院の時は)

議 長

御覽鏡にお覧之しに、討論七有略し  
可下。議案第5号1911号原直野湯中水更  
申上り、討論七有略しに、思一好。  
本条に列の質疑を新し好。御覽鏡にお覧之しに。



のせいだ。

(異議なしの時)

議 案

御異議ありのせいで、原案の通り可決決定のしる。

議 案

次の日議事録、諸同席の方と私談の間、私達の施設の第一歩のしる。12月20日の本局議の件は、建機部は委員会の付託のしる。報告も完了し、報告も完了のしる。委員会の報告も完了のしる。

建機部報告

諸同席の方と私談の間、私達の施設の第一歩のしる。12月20日の本局議の件は、建機部は委員会の付託のしる。報告も完了し、報告も完了のしる。委員会の報告も完了のしる。12月20日の本局議の件は、建機部は委員会の付託のしる。報告も完了し、報告も完了のしる。委員会の報告も完了のしる。



# 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 381\_1e



9 101-2



乞を以て味を全へしにありたり。以て御  
報告に付してあり。

議 長

本案に對する御報告を致しあり。

議 長

御報告に付してあり。御報告に  
對しては、御報告に對してあり。

(議長の話し終る)

議 長

御報告に付してあり。御報告に  
對しては、御報告に對してあり。  
御報告に對してあり。

議 長

御報告に付してあり。御報告に  
對しては、御報告に對してあり。

(議長の話し終る)

議 長

御報告に付してあり。御報告に  
對しては、御報告に對してあり。  
御報告に對してあり。御報告に  
對しては、御報告に對してあり。  
御報告に對してあり。御報告に  
對しては、御報告に對してあり。



ありたい。

(果議の11時30)

議 長

御果議ありたいと、原案の通り  
可なりと答申ありたいと議案ありたい。

議 長

次の日程等、諮問等より人権擁  
護委員の推薦の件を意見求めたい  
とありたいと議案ありたい。

議 長

休憩ありたい。(午後4時30分)  
再開ありたい。(午後4時30分)

議 長

本案に対する理申書の趣旨を説  
明を求めたい。

厚生課長

人権擁護委員法に基づいて平時好  
しに議会の意見を聴いて政府の方で候補  
者の推薦を求めたいとありたいの  
心、その趣旨を説明いたします。

議 長

本案に対する答復を求めたい。



議 案

管統七のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、  
のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、

(案議のりりて)

議 案

御案議のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、  
のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、

議 案

討論七のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、  
のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、

(案議のりりて)

議 案

御案議のりりて、討論七のりりて、討論七のりりて、  
のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、

討論七のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、  
のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、

(案議のりりて)

議 案

御案議のりりて、案議のりりて、案議のりりて、  
のりりて、管統七のりりて、管統七のりりて、



議 長

日程第10. 議案第8号 議案の本に  
行財政視察派遣に関する議案に  
ついて。

議 長

第1休憩について。(午後4時34分)  
再開について。(午後4時35分)

議 長

本議案については、説明、質疑、討論  
を省略して早急に採決することに  
なす。

(採決のしるし)

議 長

御案議案については、説明、質疑、  
討論を省略して早急に採決することに  
なす。議案第8号 議案の本に  
行財政視察派遣に関する議案に  
ついて、採決のしるしを  
なす。

(採決のしるし)

議 長

御案議案については、採決のしるしを  
なす。







おし。報告等を通り可決採案の如くおし  
可。以上御報告申し上げた。

議 案

同業に対する簡略を新しむ。

議 案

簡略をわらうておしむ。簡略を  
然るに之を思ふが。御案議の如く。

(果議おしむ時)

議 案

御案議の如くおしむ。簡略を  
併せて報告を新しむ。  
議案を以ておしむ。御案議を求む。

議 案

御案議の如くおしむ。御案  
議の如くおしむ。

(果議おしむ時)

議 案

御案議の如くおしむ。御案  
議の如くおしむ。  
議案を以て期未了の時例に同業  
案例の如くおしむ。  
原案を通り可決採案の如く御案議の



のせりか。

(果議のしと時正)

議 長

御果議のしとせりか。原案の通り可  
決のりたはは議案のしとせりか。

議 長

議案のしとせりか。討論を求めた時。

議 長

討論を省略したいと思はれたが、御果議  
のしとせりか。

(果議のしと時正)

議 長

御果議のしとせりか。討論を求めた時、表  
決のりたはは議案のしとせりか。

議案のしとせりか。1971年度直野湯節一級原野計  
入出費和費を予算のしとせりか。表決のりたはは  
議案のしとせりか。御果議のしとせりか。

(果議のしと時正)

議 長

御果議のしとせりか。原案の通り可決



可分此以味來全以可也。

鐵 車

以上之車可分以等則曰直野湯車鐵車  
是則全以全部給了之也。其時同  
樣之車則鐵車等一之也。其時同  
樣之車則鐵車等一之也。其時同  
樣之車則鐵車等一之也。


同 會 ( 年 報 中 國 事 )



上記会議録の次第は、答記が記載したものであるが  
その内容の正確であることを証するためここに署名  
する。

1971年7月2日

宜野湾市議会会長 古波蔵清次郎

議事録署名議員 大川一雄 

議事録署名議員 玉耶覇行昭 